

様式第 5 号（第九条の二第二項第十号，同条第八項，第十条の十二第二項関係）
（第十条の四第二項第八号，同条第七項，第十条の十六第二項関係）

誓 約 書

申請者は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを
誓約します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 株式会社広島産廃
代表取締役 産廃 太郎

（法人にあつては，名称及び代表者氏名）

広島市長 様

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(※)
※ 「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者」は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(※)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
※ 「その他生活環境の保全を目的とする法令」は、次のとおり。
 - 大気汚染防止法
 - 騒音規制法
 - 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
 - 水質汚濁防止法
 - 悪臭防止法
 - 振動規制法
 - 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
 - ダイオキシン類対策特別措置法
 - ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ⑤ 法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ⑥ 法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(※)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
 - (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者